

令和8年度 敦賀市庁用封筒 広告募集要項

1 趣旨

敦賀市では、地元事業者のPRのため、市内外への郵送や窓口での手渡し等に用いる庁用封筒に事業者広告を掲載しています。この機会にぜひ広告の掲載をご検討ください。広告主からいただく広告料は、封筒の作成費にあてるといたします。

2 広告媒体

- (1) 媒体 敦賀市庁用封筒
- (2) 使用目的 市内外への様々な連絡、お知らせ等の郵送、会議資料の配付や市役所窓口で証明書等をお渡しするときに使用します。
- (3) 対象封筒・作成枚数等

種別	角形2号	長形3号
寸法(mm)	縦332×横240	縦235×横120
枚数	9,500枚×2種類 計19,000枚	14,000枚×2種類 計28,000枚
色	パステルブルー・濃紺1色刷	

- (4) 広告の規格・広告料

種別	角形2号	長形3号
広告枠(mm)	【表面】 封筒下部 縦60×横95 【裏面】 縦60×横95	【表面】 封筒下部 縦36×横60 【裏面】 縦43×横78
募集数	【表面】 計4枠(9,500枚毎に2枠) 【裏面】 8枠(19,000枚共通)	【表面】 計4枠(14,000枚毎に2枠) 【裏面】 4枠(28,000枚共通)
印刷色	1色(濃紺)	1色(濃紺)
広告料(税込)	【表面】 29,000円/枠 【裏面】 6,000円/枠	【表面】 20,000円/枠 【裏面】 4,000円/枠

※裏面広告に限り、複数枠の申込が可能です。ただし、申込数が枠数を超えた場合は、多くの事業者の広告掲載を優先するため、枠数を制限することがあります。

※同一種別の封筒で表面及び裏面両方への申込可能です。(詳細は「9 申込の取り扱い」参照)

※広告枠の掲載位置は選択することができません。

3 広告掲載までのスケジュール

広告掲載申込	6月23日(火)から7月28日(火)まで
抽選	8月4日(火) ※応募多数の場合
申請書・データ提出	8月5日(水)から8月18日(火)まで
校正	8月中
使用期間(予定)	<u>12月頃</u> から作成枚数を使い切るまで(概ね9カ月)

4 広告申込

広告掲載を希望する事業者は、次のとおり申込みを行ってください。

なお、表面の広告は、市内に事業所を有する事業者のみ掲載可とします。

- (1) 期間 6月23日（火）から7月28日（火）まで
- (2) 提出書類 次の書類を郵送又はメールで契約管理課に提出してください。
7月28日(火)必着とします。

ア 広告掲載申込書

イ 敦賀市税納付状況調査同意書

（イは4月1日時点で敦賀市競争入札参加資格を有していない事業者のみ）

※ア・イについて押印不要です

5 抽選

応募数が広告枠数を超えた場合は、8月4日（火）に実施するくじにより掲載事業者を決定します。詳細は別途通知します。

6 申請書及び広告データ提出

広告主に決定した事業者は、次のとおり広告掲載申請及び広告データ提出を行ってください。

- (1) 期間 8月5日（水）から8月18日（火）まで
- (2) 提出書類等 次の書類をメール等で契約管理課に提出してください。

ア 掲載申請書（メール、持参、郵送 いずれか）※押印不要です

イ 広告データ（メール又はCD-R、USBフラッシュメモリ等で提出）

広告データは、次のいずれかのファイルにより作成してください。また、データ作成にかかる費用は事業者が負担してください。

- ・ AdobeイラストレーターのEPSファイル
- ・ PDFファイル
- ・ TIFFの画像ファイル

※広告自体のデータ修正（レイアウト調整等）は市では行いません。そのまま掲載可能なデータを提出してください。

※文字データ（フォント）をアウトライン化した上で提出ください。

広告データの作成に当たっては、ホームページに掲載する敦賀市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）及び敦賀市広告掲載基準（以下「広告基準」という。）を遵守してください。要綱及び広告基準を満たさないものは掲載しません。要綱及び広告基準を満たすために行うデータ修正にかかる費用は広告主が負担してください。

7 審査・広告掲載承認の決定

提出のあった広告データを要綱及び広告基準に従い審査した上で、掲載承認（又は非承認）を決定します。決定内容については、掲載承認（非承認）決定通知書で通知します。

8 広告料の納入

広告掲載が決定した事業者は、市が発行する納付書にて広告料を納付してください。なお、広告主の責めによらない理由により広告を掲載できなかった場合を除き、原則として広告料は返還しません。

9 申込の取り扱い（同一封筒の表面及び裏面両方の広告枠に申込みいただいた場合）

多くの事業者の広告を掲載できるよう、裏面広告枠については裏面のみ掲載希望の事業者の申込を優先とするため、同一封筒の表面及び裏面両方の広告枠に申込みいただいた場合、枠の確保に関する取り扱いは下記のとおりとなります。

- (1) 両面ともに申込数が枠数と同数もしくは下回った場合
表面、裏面ともに広告枠を確保となります。
- (2) 表面の申込数が枠数を上回り、裏面の申込数が枠数と同数もしくは下回った場合
表面の掲載枠は抽選となります。
表面の抽選結果に関わらず裏面の広告枠は確保となります。
- (3) 両面ともに申込数が枠数を上回った場合
表面の掲載枠は抽選となります。
裏面については、裏面のみ掲載希望の申込を行った事業者の枠を優先的に確保したのち、枠に余裕がない場合は無効となります。枠に余裕がある場合には両面掲載希望の事業者の枠を確保もしくは抽選を行います。
- (4) 表面の申込数が枠数と同数もしくは下回り、裏面の申込数が枠数を上回った場合
表面の掲載枠は確保となります。
裏面については、裏面のみ掲載希望の申込を行った事業者の枠を優先的に確保したのち、枠に余裕がない場合は無効となります。枠に余裕がある場合には両面掲載希望の事業者の枠を確保もしくは抽選を行います。

※いずれの場合も、表面への広告掲載決定を理由に裏面への申込を撤回することはありません。

10 その他の注意事項

- (1) 要綱及び広告基準を遵守してください。
- (2) 広告内容について公共性への影響を十分に考慮してください。
- (3) 個人の名刺広告は掲載しません。
- (4) 広告内容に関する一切の責任は広告主が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負いません。
- (5) 広告内容が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告内容に係る財産権の全てについて合理的な権利処理が完了していることについて保証してください。
- (6) 市は、広告内容がふさわしくないと判断したときは、いつでも広告主に対して修正を求めることができ、広告主はこれに従ってください。
- (7) 市は、次に該当する問題が発生した場合は、封筒の使用を一時中止することができます、広告主にその解決を指示することができるものとします。
 - ア 市の修正の求めに広告主が応じないとき。
 - イ 封筒の使用を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると市が判断したとき。
- (8) この募集要項に定めのない事項や要綱の内容に関し疑義が生じたときは、市と広告主が協議して対応を決定するものとします。

11 問い合わせ

敦賀市総務部契約管理課 用度係

〒914-8501 敦賀市中央町2丁目1番1号

電話 : 0770-22-8105

Eメール : youdo@ton21.ne.jp